(令和元年9月30日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、本市に住所を有する教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援 法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する教育・ 保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)及び施設等利用給付認定保護者(法第30 条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)(以下これ らの者を「保護者」という。)のうち、低所得で生計が困難である者等の負担を軽減 するため、その子どもが特定教育・保育等(法第27条第1項に規定する特定教育・ 保育、法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特 別利用教育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。)又 は特定子ども・子育て支援(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育 て支援をいう。以下同じ。)を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴 収に係る費用の一部として補足給付費を支給するものとし、その支給に関しては、 この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

- 第2条 補足給付費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次に掲げる者とする。
 - (1)次のいずれにも該当する教育・保育給付認定保護者が監護するイに該当する教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。)に特定教育・保育等を提供する特定教育・保育施設等(法第58条第1項に規定する特定教育・保育施設等をいう。)
 - ア 当該教育・保育給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)が9万7,000円未満であること。
 - イ 同一の世帯に当該教育・保育給付認定保護者の現に扶養している児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。)が3人以上いる場合において、当該児童(最年長者及び2番目の年長者を除く。)のうちに法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもがいること。

- (2) 私立幼稚園(法第7条第10項第2号に規定する幼稚園をいう。)において特定子ども・子育て支援を受ける施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)がいる施設等利用給付認定保護者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度(特定子ども・子育て支援のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定により課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額をいう。)が7万7,101円未満であること。
 - イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了 前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1 学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)が同一の世帯に3人以上いる 場合の当該負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(最年長者 及び2番目の年長者である者を除く。)である施設等利用給付認定子どもがいる こと。
 - ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者であること。

(支給対象費用)

- 第3条 前条第1号に掲げる支給対象者に係る補足給付費の支給の対象となる費用 (次項において「支給対象費用」という。)は、同号ア及びイのいずれにも該当する 教育・保育給付認定保護者(市長が同号ア及びイのいずれにも該当する教育・保育 給付認定保護者であると認めて同号の支給対象者にその旨を通知された者に限る。) が支払うべき副食材料費(食事の提供に係る費用のうち、副食の材料に係る費用に 相当するものとして市長が認めた費用をいう。以下同じ。)(同号イに該当する教育・ 保育給付認定子どもに係るものに限る。以下この項及び次条第1項において同じ。) の全部又は一部を徴収しなかった場合の当該副食材料費とする。
- 2 前条第2号に掲げる支給対象者に係る支給対象費用は、次の各号に掲げる区分に

- 応じ、当該各号に定める施設等利用給付認定子どもについて当該支給対象者が支払 うべき副食材料費とする。
- (1) 前条第2号ア又はウに掲げる支給対象者 当該支給対象者の施設等利用給付認 定子ども
- (2)前条第2号イに掲げる支給対象者 同号イに該当する施設等利用給付認定子ども (補足給付費の額)
- 第4条 第2条第1号に掲げる支給対象者に係る補足給付費の額は、前条第1項の規定により実際に徴収しなかった副食材料費の額とし、同号イに該当する教育・保育給付認定子ども1人当たり月額4,900円を上限とする。
- 2 第2条第2号に掲げる支給対象者に係る補足給付費の額は、当該支給対象者が前 条第2項各号に定める施設等利用給付認定子どもについて実際に支払った副食材料 費の額とし、当該施設等利用給付認定子ども1人当たり月額4,900円を上限と する。

(支給申請)

第5条 補足給付費の支給を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、実費徴収に係る補足給付費支給申請書(様式第1号)及び実費徴収に係る補足給付費支給申請調書(様式第2号)に市長が必要と認める書類(同条においてこれらを「申請書等」という。)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2条第1号に掲げる者に該当する申請者にあっては、実費徴収に係る補足給付費支給申請調書の提出を省略することができる。

(支給決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、内容を審査し、 補足給付費を支給することの要否について決定し、当該決定の内容を実費徴収に係 る補足給付費支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するも のとする。

(支給)

第7条 市長は、前条の規定により補足給付費の支給の決定を受けた者(以下「支給 決定者」という。)に対し、補足給付費を支給する。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、第6 条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により支給の決定を受けたとき。
- (2) その他補足給付費を支給することが適当でないと認められるとき。

(補足給付費の返還)

第9条 市長は、前条の規定により第6条の規定による決定を取り消した場合において、既に支給した補足給付費があるときは、その全部又は一部について、返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同月以後の分の副食材料費について 適用する。

附 則(令和2年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和5年9月4日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和5年4月以後の分の副食材料費について適用する。
- 3 改正後の第4条の規定を適用する場合には、改正前の第4条の規定に基づいて支 給された補足給付費は、改正後の第4条の規定による補足給付費の内払とみなす。

附 則(令和6年7月26日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年4月以後の分の副食材料費について適用する。 附 則(令和7年6月11日決裁)
- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、令和7年4月以後の分の副食材料費について適用する。

(宛先)各務原市長

住 所申請者(保護者)氏名児童氏名

実費徴収に係る補足給付費支給申請書

年 月分から 年 月分の対象費用を下記のとおり(不徴収としました・支払いました)ので、各務原市実費徴収に係る補足給付費支給要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

金	円.	也
---	----	---

(内訳)

	実費	数収額	補助対	対象額
対象月	給食費	うち副食材料費	bと4,900円のうち	左記cの合計
	а	b	少ない額 c	在配600日前
月	Ħ	Ħ	Ħ	
月	Ħ	円	Ħ	
月	Ħ	円	Ħ	円
月	Ħ	円	Ħ	
月	Ħ	円	Ħ	
月	Ħ	円	Ħ	

年 月分から 年 月分の実費徴収額について上記のとおり領収しました。

年 月 日

施設名

代表者

申請者の方へこの書類を幼稚園に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

年 月 申請日 В

実費徴収に係る補足給付費支給申請調書

(宛先) 各務原市長

【申請に当たり、次に掲げる事項について同意します(※同一世帯の全員に対し同意の意思を確認してから申請してください。)。】

- 【中庸に当たり、次に掲げる争項について同思しより(次同一世帯の主員に対し同思の思思を確認してから申請してください。)。】

 (1)決定に当たって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を各務原市が閲覧及び調査すること。また、必要に応じて申請者と同一世帯の者に係るこれらの情報を各務原市が閲覧及び調査することがあること。

 (2)申請内容や同意して得た情報を給付費受給資格審査、給付額の算定その他の附帯業務のために各務原市が利用すること。

 (3)申請内容や同意して得た情報に基づき決定した給付費受給資格審査、給付額の第定その他の附帯業務のために各務原市が利用すること。

- (4)各務原市実費徴収に係る補足給付費支給要綱に規定する内容を遵守すること。

申請者(保護者)	カリがナ 氏名				現住所	Ŧ	_							
(体设计)	日中の選 (電話番 確実にと	香号) ^給 先	母携帯・父携帯・母	勤務先・父勤務先	・自宅・そ	の他() 連 絡 先 ②	-5175111	父携帯	・母勤務先・	父勤務先•	・自宅・	その他()
	フリカナ	1 0 0 700 (1)	<u>i</u>				(2)				個人番号((マイナ	-` <i>,</i> ,,;—)	
申請子ども	氏名				生年月日		年	月	日		利用(予	, , ,	•	
	∓1月1日)住所※	(母親)	□ 現住所と同じ			(父親)	口明	住所と同	じ				施設等利 申請 提出	青で
	₹1月1日)住所※	(母親)	□ 現住所と同じ			(父親)	 □ 現	!住所と同	引じ			Ī	1	2
※ 現住額が分か記入して	いる証明書	場合は、 (課税証明	記入した住所地のī 明書など)を添付して	市町村で発行されてください。幼稚園	hる 年 園・保育所等	:(年) 等に係る他 <i>の</i>	月)手続で	日を賦認		する市町村 出済の場合			母口父口	母 口父 口

保護者及び同居者等、全員分を記入してください(生計の中心者の番号に○を付けてください。個人番号は保護者及び生計の中心者のみ記入してください。)。

	/	フリガナ 氏名	申請子どもから見た続柄		生年月			就労・通学・通園先 又は単身赴任先
	Γ.			個人番号				
単申 身請	ľ				年	月	日	
⇒ ,赴子	2			個人番号				
記任とも	ľ				年	月	日	
しでの	3			個人番号				
て同保	ľ				年	月	日	
くだされた	Γ			個人番号				
1 \	4				年	月	日	
いびっな同	5			個人番号				
お場合も	ľ				年	月	日	
合等	6			個人番号				
ŧ	ľ				年	月	日	
	,			個人番号		•		
	l ′				年	月	日	

振込先を以下に記載してください。

がたりとかしていた。		
金融機関名	銀行·信用金庫 信用組合·農協	本店·支店 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座	<u> </u>
口座番号		
口座人名義(カタカナ)		

- ※以下の確認書類を添付してください。
- ①身元確認書類(申請者1名分) ②マイナンバー確認書類(申請子ども、保護者及び生計の中心者のみ)
- ③口座情報確認書類(通帳、キャッシュカードの写し等)

様

各務原市長

実費徴収に係る補足給付費支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請いただきました実費徴収に係る補足給付費支給申請書につきまして、審査した結果、次のとおり決定しましたので、各務原市実費徴収に係る補足給付費支給要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定により通知します。

支給年度	年度
対象児童氏名	
対象児童生年月日	
保護者氏名	
支給の可否	可 · 不可
不可の場合 その理由	

また、支給可の場合は、要綱第7条の規定により次のとおり支払います。

支払日	金額	
支払先金融機関名	支払先支店名	
預金種目	口座番号 (一部伏文字)	
口座名義		

年度			
摘要			